

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	農業経済課	検索番号	1 - 12
法令名	農業協同組合法		根拠条項	11の42-1
許認可等	農協の信託規程の承認			
(根拠規定)				
農業協同組合法第11条の42第1項				
農業協同組合が、第10条第3項の信託の引受けの事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。				
・農業協同組合法第10条第3項				
第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。				
(1)信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第11条の50第1項第1号及び第3号において同じ。)				
(2)前号に規定する土地に併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係るもの				
・農業協同組合法第11条の42第2項				
前項の信託規程には、事業の実施方法及び信託契約に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。				
(許認可等の基準)				
農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針				
・農地信託規程の設定の承認				
農地信託規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件が全て満たされているか慎重に審査するものとする。				
ア 施行規則第50条に規定する記載事項が農地信託規程に記載されていること				
イ 事業実施農業協同組合は、信用事業を行う場合に限られること				
ウ 農地法等の法令に違反することとならないこと				
エ 事業運営の健全性その他組合員の利益保護が十分に確保されていること				
オ 信託財産の貸付け及び売渡しに関する事項が組合員の農業経営の改善に資するよう定められていること				
農地信託規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付することができる。				
(その他)				
添付書類(農業協同組合法施行細則第9条)				
(1) 信託規程				
(2) 定款				
(3) 事業計画の概要				
(4) 総会(総代会)議事録謄本				